

人と動物が共生する地域社会の 実現を目指して

正しく猫を
飼えていますか？

室内で
飼いましょう。

不妊・去勢を
しましょう。

迷子札等で
所有者の明示を。

猫も人と同じ、命ある生き物です。

しかし、
身勝手な理由で捨てられてしまったり、
放し飼いや迷子のまま、飼い主が
分からない猫たちも多くいます。

責任をもって、
正しいルールで飼いましょう。

連絡先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課
(鹿児島県動物愛護推進協議会事務局)

猫を飼うときのルール

室内で飼いましょう。



交通事故や病気などの危険から守るために、猫は室内で飼いましょう。猫は環境を整えてあげると、室内でも十分生活できます。また、ふん尿や菜園荒らしなど、周りの人に迷惑をかけないようにすることも飼い主の責務です。

不妊・去勢をしましょう。



健康な猫に手術をするのはかわいそう、と思う方もいるかもしれませんが、産まれた子猫も責任を持って飼うことができるでしょうか。不幸な命を増やさないために不妊・去勢手術をしましょう。また、不妊・去勢手術は、病気の予防やマーキング行為の減少にもなります。

所有者明示をしましょう。



飼い猫だと分かるように、所有者を明示しましょう。開いたドアや窓の隙間から脱走したり、突然の災害で行方不明になることも考えられます。名前や連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができます。

《お問合せ先一覧》

※お問合せ受付時間 8:30～17:15

指宿保健所	0993-23-3854	志布志保健所	099-472-1021
加世田保健所	0993-53-2317	西之表保健所	0997-22-0032
伊集院保健所	099-273-2332	屋久島保健所	0997-46-2024
川薩保健所	0996-23-3167	名瀬保健所	0997-52-5411
出水保健所	0996-62-1636	徳之島保健所	0997-82-0149
大口保健所	0995-23-5106	動物愛護センター	0995-44-6301
始良保健所	0995-44-7960	県庁生活衛生課	099-286-2788
鹿屋保健所	0994-52-2113		

ペットを捨てる事は犯罪です。
終生飼養は飼い主の責任です！

